

一般財団法人大学・短期大学基準協会情報公開規程

[平成17年4月14日制定]

[平成24年3月15日改正]

[令和2年4月1日改正]

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大学・短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）の活動状況等の情報公開に関する事項について定めることを目的とする。

(管理)

第2条 基準協会の情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

(対象とする資料及び備え置き)

第3条 基準協会が情報公開の対象とする資料は、次の各号に掲げるものとし、情報公開にかかる資料の閲覧場所に常時備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 評議員及び役員名簿
- (3) 事業報告書
- (4) 収支計算書
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表
- (7) 財産目録
- (8) 監査報告書
- (9) 事業計画書
- (10) 収支予算書

2 前項の資料の取扱いは、次によるものとする。

- (1) 第1号及び第2号については、可能な限り最新のもの
- (2) 第3号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号については、当該事業年度終了後3か月以内に備え、5年間備え置く
- (3) 第9号及び第10号については、当該事業年度開始後3か月以内に備え、1年間備え置く
- (4) 第4号、第5号、第6号、第7号及び第10号については、公益法人会計基準に準拠したものの

(閲覧場所及び閲覧日時)

第4条 基準協会の公開する情報の閲覧場所は、事務局事務室内とし、閲覧の日は、基準協会の休日以外の午前10時から午後4時まで（午後12時から午後1時を除く）とする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施等)

第5条 閲覧を希望する者から第3条に定める資料の閲覧の申請があったときは、次により取扱うも

のとする。

- (1) 様式1の閲覧申請書の提出を受ける
- (2) 事務局担当者は、閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める受付簿に必要事項を記載する
- (3) 資料の説明を求められたときは、各担当責任者が応答し、様式3の質疑応答記録簿に記載する

(インターネットによる情報公開)

第6条 この規程に基づく基準協会の情報公開は、第3条の規定によるほか、インターネットのホームページ上に掲載し、これを行う。

2 前項の公開資料は、第3条第1項に掲げる資料とし、当該資料中、事業報告書、収支計算書、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表、財産目録、監査報告書、事業計画書及び収支予算書は、いずれも直近の1年度分とする。

(実施細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。